

議案第20号

みよし未来環境条例案を次のように提出する。

令和7年2月21日

三次市長 福岡 誠志

みよし未来環境条例（案）

2024年6月、三次市は2050年カーボンニュートラルの実現をめざす、みよし未来環境宣言を次のとおり表明した。

今、私たちが動かなければ、2050年はどうなっているだろうか。

みんな、豊かな自然の中で、安心して幸せに暮らせているだろうか。

地球温暖化を原因とする気候変動や異常気象により、深刻化する自然災害、生物の絶滅、食料不足、そういう暗い未来になっていないだろうか。

そんな未来にしないために、私たちと今をともに生きる中高生たちが大切なことを教えてくれた。

ものを大切にする、ごみを正しく分別し限りある資源を循環させる、三次でできたものを三次で使う、省エネを実践する、再エネを上手に取り入れるなど、私たちの日々の暮らしの中には、未来を変えることができる選択がたくさんある。

思うだけでは何も変わらない。どんな小さなことでもいい、自分たちにできることを見つけだし、今からはじめよう。

自信と誇りを持って挑戦し続け、全てのものにやさしい地球を共に創ろう。

一人ひとりの小さな挑戦が、未来を動かす大きな力になる。

2050年が明るい未来であるために、「みよし」から地球の未来を変えていこう。

三次市は、みよし未来環境宣言を基調として、持続可能な脱炭素社会を実現するとともに、豊かな自然と共生し、活力があふれ、誰もが安心して暮らせる環境を未来に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び三次市環境基本条例（平成16年三次市条例第176号）の趣旨を踏まえ、持続可能な脱炭素社会の実現と地域経済発展及び市民生活向上との両立を図るため、基本理念を定め、市、事業者、市民等及び再エネ事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を未来に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カーボンニュートラル 温室効果ガス排出量と森林等による吸収量が均衡した状態をいう。
- (2) 脱炭素社会 温室効果ガス排出量を実質的に零あるいはマイナスの状態を維持している社会をいう。
- (3) 地球温暖化 人の活動に伴い排出される温室効果ガスが、大気中の温室効果ガス濃度を上昇させ、地球全体の平均気温が上昇する現象をいう。
- (4) 地球温暖化対策 温室効果ガス排出量の削減、吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、風力、その他非化石エネルギー源のうち、永続的に利用可能と認められるエネルギー源をいう。
- (6) 市民等 市民、市内の団体及び市への来訪者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を行う法人及び個人事業者をいう。
- (8) 再エネ事業者 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーに係る発電、熱

利用及び販売を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 本市における持続可能な脱炭素社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市、事業者、市民等、再エネ事業者が持続可能な脱炭素社会の重要性を認識し、学習、体験、共有及び実行を取組の柱とし、それぞれの責務に基づき、主体的かつ積極的にその取組を行うこと。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減等の地球温暖化対策を通して、地域課題の解決に貢献するとともに、地域経済の活性化に寄与すること。
- (3) 製品、サービス等の利用時に限らず、原料生産、製品生産、利用及び廃棄等のライフサイクル全体で環境負荷を意識した地球温暖化対策を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、自ら率先して取り組み、持続可能な脱炭素社会の実現を図らなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を主体的かつ積極的に行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、日常生活において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を主体的かつ積極的に行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(再エネ事業者の責務)

第7条 再エネ事業者は、事業活動において、自然、景観及び生活環境との調和や防災力の維持、地域住民の理解の確保に努めなければならない。

(基本的施策)

第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本とし、三次市環境基本計画等に定める持続可能な脱炭素社会の実現に向けた具体的な施策を推進するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの普及及び地域内循環の推進に関すること。
- (2) 省エネルギーの推進に関すること。
- (3) 森林等の保全及び地域資源の活用の推進に関すること。
- (4) あらゆる主体の共創による環境教育，人材育成等の推進に関すること。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。